

時報

# 駅逕情報

第61号

郵政民営化は  
創業の精神が生かされているか

—明治の大変遷を振り返る—

○はじめに

前号では、今回の郵政三事業（以下、三事業という）の民営化について、見たまま・感じたままの感想を書いた。

本号では、三事業の民営化が発足して六ヶ月、業務運行がそろそろ平常になったと認められるこの時期、古代の通商の往来方と、明治時代に入つてからの創立時の業務運行状況を振り返つて見ることにしたい。

郵政三事業とは、「郵便」「郵便料金」「簡易保険」及びそれの附帯事業」を指すが、これらの事業はいずれも「前島南（ひそか）」により創立、又はその精神に賛同して取り入れられたものであることは、万人の認めるところである。

しかしここで、「三事業の總てを論することは、余りにも冗長に過ぎるので一部を省略して、本稿では、通信の歴史、すなわち、古代からの通信の歴史方と、郵便創立時の実態を振り返り、それが、民営化に反映されているかを論ずる上すがしたい」と思うのである。

○日本の通信手段

日本において通信手段が制度として取り入れられたのは、

大化の改新時の郵制が最初であるが、通信の歴史について考えるに当たって、まずこの点について考察してみたい。

「日本の制度としての通信手段が制度化されたのは、大化の改新及び律令制度に始まるが、以後、約千数百年の間は平温に入れるや、飛脚の制度が発達形成された。それがやがて明治時代を迎えて、西欧化以前の純粋性を失った近代的郵便制度として、西欧的大変遷を経て確立した」ことは、「前島密による創始、創立によるものとして誰でもが承知している。

それは、明治四年三月（旧暦）創業の近代的郵便制度であった。日本における通信史上前例のない西欧的制度の導入であったが、この郵便事業における制度の特徴的なものは、「官寄出占と均一料金制」という点である。この二法典の実現こそ、日本の新郵便制度の基礎といえる。

明治四年八月、正院に提出された「郵便新津之件（郵政百年史）」によると、

「広々天下の力ヲニシテ至小ヲ積テ至大トシ其差アラサルベカラザルノ國ヲ均シ千里比國東西其情ヲ通スルノ至ラニクタニ於テ政府ノ力ニアラザレバ能ク致ス所ニアラセキ」

各国ノ郵便局ヲ設ケ之が方法ヲ立テ律ヲ定メ独リ信書ヲアリノ權ヲ皆ニスル所以アリ他リ其權ヲ專ニシ力ヲニスルニシ信書伝輸ノ體ヲ應ニシ国内近境僻障ニ至ルモ之ヲ達セサルノ他無カラシメ遠近同様ノ便ヲ至シ合テ海外万里モ書信相隔ノ憂無カラシム……」

といふ、郵便事業の「國家事業と遠近同一料金」を打ち出したのである。

また、事業が蒸蒸盛大なるとともに、特徴的なものは郵便取扱人（のちの郵便局長）を地元有力者から採用し、これを官吏に準するものとして登用し、社会的地位を与えたことである。それとともに、取扱人の自宅を仮設所として郵便業務を運用したことである。

この方法は、前例のない前島の考えた独創的発想によるものであり、実は、これらることは形を変えながら百數十年を経た今日に至つたのである。

民営化によって事実上すぐそれ去つた。また、料金均一性についても、宅配便送達者の参入に伴い近隣地域にて一時に多数の郵便物を発送し配達する向きは、低料金で取扱う等、すでにこの体系は崩壊したといつていいであろう。

このような現象は、時代とともに変転していくもので必ずしも後退したものとはいいけないものかも知れないが、前島が、この現状を見たとき何と評価するであろう。実は、創業から七十年を経過した昭和十一年、前島は、創業時を振り返って「郵便創業談」にその感想を寄せている。前島が、郵便創業に当たつて、将来の郵便の行く末を推測しているかが分かるので、「ここに掲げる」。

「他日、日本の郵便創始の頃本は埋滅して、知れなくなつてしまひよう。尤も、郵便事業は次第に発達して来て、今日は盛大なる有様になつて居るのである。創業当時の有様なでは、モウ、どうでも醜い、やうなものでけれども、又聞いて考えて見れば、当時の始末を書き記して子孫に遺して置くのも一興で、強く無用の事でもあるまいかと思われる……」

以上は、奇しくも創業から現在までの約百四十年の、ちょうど半ばの時期である。現在から七十年前の昭和十一年に今日の民営化を見透かしたかのような批評であり、しかも、創業時の方針を子孫に残して置きたいというのである。

## ○ むすび

以上、人類の精神的血管ともいえる通信について、古代の郵便から明治の西欧化による郵便の大変革の時代を経て、現在の民営化を迎えるまでの間の経緯を書いた。

いさきか冗長にわったきらいはあるが、日本における通信の歴史について分かつて頂けたと思う。

以上、あえて記述したのは、民営化の運営に苦慮している現職の方々のあと押しの意味もあるのでその真意を汲んで顶いたい。

## 本 物 隅岐以外にも存在するのか（一）

### 一 はじめに

過日、埼玉県のM氏から「私の家には祖母が嫁入りのさい実家の父からお守りとしてもらひ受け持參した駅鉄があるが、最近、その駅鉄の真贋について疑問が生じたので、真相を知りたい」との附合があつた。早速、私の駅鉄についての考え方を回答するとともに、「駅通情報第五十九号」にも、その状況を掲載しておいた。

その後、それを読んだ読者数名から、駅鉄について、もつと詳しく知りたいとの要望が寄せられたので、これに回答しようと、私なりに資料を収集して「折り」の「駅通情報」を読んで息子の娘から、インターネットを使って収集したという資料が送られてきたので、この分を加えて、以下、取りまとめ、要望に応じたものである。

なお、詳細記述するわけにいかぬので、左記二項目に較べて取りまとめたものである。

〔一〕駅鉄の歴史の概略と、隅岐の駅鉄が発見され、世に知られるに至った経緯

〔二〕埼玉県某家所在の駅鉄が保存されていたという五条天神社の経緯と、〔三〕との関連。

### 二 隅岐の駅鉄と律令制時代の駅制の概略

#### 1 日本で唯一現存する駅鉄と駅制との関係

隅岐の駅鉄が発見されるまでと、律令制時代の駅制について、資料「隅岐家と駅鉄」に基づいて概略記述する。

駅鉄が使用されたのは、今からおよそ千三百年前、すなわち奈良時代のことである。

現存する駅鉄は、この資料によると、隅岐・玉若酢神社に保管されている二個だけであるといわれている。

駅鉄の使用目的は、当時、全国の「駅」に送付されたと

も、当時の役人が公用で中央に届かせるために郵便したが、自分の証明でもあった。役人は、駅から駅へ運行するさいに、馬上から駅跡を振り鳴らして駅長等へ自己の身分を知らせ、駅場において人と馬を辨識して旅を続けるのである。

日本は「古来、駅の制度が癡迷しており五里（約二十キロ）四里と記載している資料もある」と駅が駆けられていた。

当時の駅は、役人のために交通の便を図っていたが、なかでも駅跡の使い方は非常に厳しく管理されていた。なかで駅跡を使用する一番の目的としては、①国内に一大事が起きたとき、一刻も早く中央に知らせること、②税を中央に運ぶさい使用したこと、③中央から貢献が下向するさい、使用したものと考えられる。

また、別の資料「ついばーく所蔵資料紹介書」によると

### ○駅跡（複製）

わが国の通則、文政制度は土世紀後半の大化の改新後、律令が制定されてから整えられた。その制度を駅制といふ。都から諸国へ至る七つの幹線道路に約十六キロ間隔で駅場（うまや）を利用して公文書の迅速や緊急道路などが行われた。

駅跡は、公務旅行者や公文書送達の駅使が、駆馬を利用することができる資格認定として施行したといわれている。後記写真の駅跡は、島根県隱岐郡西郷町の玉若酢（たまわかす）神社が所蔵している隱岐国道車伝來の八種（複数）の複製で、詩金家として著名な香取秀真（かとりはすま）が製したものである。

- 注(1) 右、記述からは、隠岐の駅跡は、香取秀真が詩造したかの記述であるが、前述のとおり、同人は明治時代の人物で、隠岐の駅跡を参考にして模造したという資料があるので、右、記述は間違いであろう。
- 注(2) そのほか、前段の記述内容についても若干史実と相違する点があるが、そのまま記載した。
- 以上、前段の解説に対し、後段の「ついばーく所蔵資料」

は詳細で、かつ、具体的である。しかし、その内容は私がこれまで研究してきた駅制に関する知識とは若干相違する点もあるが、それは後述する。

いずれにしても、千数百年を経た今日に至っては真贋を確かめる方法はない。

### 2 他の資料による駅制と駅跡

以上は、今回収集した資料のうちの一編を抜下さいして掲載した。「わが国で通信に用する最も古い記録は、大化一（六四六）年正月の改新の詔に始まる。『駅馬伝馬を置き鉄鋤を置る』とあり、諸国に駅馬伝馬を置いてその施設を利用するための鉄鋤を置くと定めた。」この駅馬駅跡の制度を駅制という。

駅制は律令によって整備された。中央と出先機関である国府とを結ぶ幹線道路に駅を置いた。駅路は大・中・小に分け、大路は山陽道・西海道・南海道とし、各駅路の沿道上に駅が置かれ、駅には駅長、駅子がいて大路の駅には駅馬二十頭、中路の駅には十頭、小路の駅には五頭を備えた。実際に定数を前提している向きもある（以下略）。

実は、これだけでは駅制を言い尽くしたとはいえないが、長文になるので省略したものである。しかし、概略は分かって頂けたものと思う。

なお、写真的駅跡は明治四十四（一九一一）年に香取秀真製作にかかる十六箇のうちの一個で、隠岐島の玉若酢神社に保存されているそのものではなく、隠岐玉若酢神社の駅跡の複製品であるという。

なお、本項には、私の所持する駅跡と類似のものが写っている。また、本誌のほか、駅通志稿（大日本交通史）にも類似の論文が掲載されているが、右、「日本郵便の歴史」で言及されているので省略した。

## 駅 通 情 報

3 駅鉄の駅鉄と信岐家

駅鉄に関する資料「駅鉄金印」による

（1） 信岐家は、玉若酢神社に代々神官として勤めるほか、信岐国守としての家業であるが、それは通常の忠誠天皇の御代に任命されたことに始まるという。



## 陸岐の駅鉄

(2)

信岐国の駅鉄は、古くから嚴重に壇の中に入れて信岐家において守り託されてきたものである。

(3)

現当主、信岐正義氏の言によると、この壇は「先祖から預かたもので、あるから絶対に譲げてはならない」と言い伝えられてきた。

そのため、「開けることはやぶん、

中にある駅鉄の存在は、誰一人とし

て知らなかつた。

さらに、江戸時代に入つて、四十代当主、信岐幸生（お

きゆきなり）は、国学者として数学に熱んでいたため駅鉄

の存在は知つてはいたが、詳細については知らずにいた

といふ。

(4)

さらには

「一七八五年に至つて幸生が都にのぼつたとき、駅鉄を持

参したところ、このことが御所（ときの元治天皇）の耳に

入り、遂には、先帝天皇の天寶に供されるに至つた。

一七九二年、御所の儀式の際に、信岐国の駅鉄を貯しては

しいとの申し入れがあり、幸生は駅鉄を帯同して儀式に參

列した」と伝えられている。以来、信岐国の駅鉄の存在が

世に広まつた。

(5)

将来に託す駅鉄

駅鉄は、昭和十年に国宝、重要文化財に指定されたが、「以

上のとおり駅鉄は先祖代々信岐家に受け継がれてきた。駅

鉄は「この先も守り継げられて行くこととなる」が、平成十

七年七月時の信岐家第四十七代当主、信岐正義氏の言であ

る。

(6)

以上各項は、「信岐国駅鉄金印」の由来（信岐神社）に

ある。

以上の記述には、若干辯證の合むぬ点もあるが、原文のま

まを記載した。

○信岐国駅鉄を説んだ古歌

信岐の國年經る家は伝え來し

むまやの鉄の音にても知る（前大納言 資枝）

雪の上に上るむまやの鉄の音

ふたたび聞く世々の古道（成 育）

持ちかへるむまやの鉄のいまとし

故里人のあふやうれしき（西條南行）

れども、信岐国が流民の島であることを、信岐に渡るまでの風波の荒い舟航に恐れをなし、拼命しても信岐に赴任しないこともあつたという。

そこで、信岐国守は、總社・玉若酢神社祭官としてのみならず、国司の職務をも執つたものと考えられる。そのために政務執行上に下附された駅鉄を国造軍が国府の代言として保管していたのではないか。

また、信岐は中央から遠く離れていること、流人の島であることなどから駅鉄が信岐のみに残存した要因である」と思われる。

(4)

信岐国駅鉄の存在理由

（5）

「昔、中央の役人は政府から、信岐の国司、郡司に任命さ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

れ

田市」の筆者、松平勝定焼が多言（伊勢神宮）の途中、松阪の本陣・御旅屋に滞在したさう。本居宣長を招き、源氏物語の講義を開いた。

そのさい、松平勝は、松坂来訪に先立つて、家庭・小僧職を宣長宅に差し向けて、主君の命を伝えるたゞの「御鉢」と

○かみづ世をかけつづしぬ鉢の屋の  
いすずの数にいらましはしも。（原 定）

と書いた色紙を持参させた。

松平勝は、宣長が、鉢が好きであることを知っていた事実からの心厚くしの贈物であるという。

國年五月三日付、栗田土満克大平書簡には

「右州小鹿大記第も此度主君周防守内々御用にて本居先生源氏物語之説とも委細研學仕可參由被仰付八九日迄還宿之精リニ御座候。本居へも珍敷古鉢御禮り被成候而御鉢に御詰被成候事ニ御座候」と書名あり曰出度事ニ奉存候。大記第も年勤相處より廿間二日今出精有之候（中村幸彦著より）】

注 文中「古鉢」とあるは鉢鉢のことであり、八、九日とあるは八、九月の誤りであろう。

右鉢鉢は、明治時代にも十六個作られたが、嵯峨国駅鉢の複製品であるといふ。

付記



## ○下海岸道

# 明治初期における 駅通所の経歴と運営状況（十二）

函館・森岡・下海岸道沿いには十五駅が配置されている。この間の距離は約三十里であるが、その中には宿場としての利用価値のない駅場が五駅あるから実質的には十駅である。従つて、平均駅間距離は約二里で、他の和人地内街道路の駅場と同程度の配置である。

幕府が東關夷地の一部を直轄し、蝦夷奉行を置いて支配したのは享和二（一八〇二）年二月であるから、本道の整備が進んだのはそのころからであろう。

## II 駅通所 一ぐまより の統括

### 一 解説

駅通取扱人、駅馬の償出状況

1 前出のとおり、從前から村用掛が自宅で駅務を取扱つていて、給料は村用掛が兼務しているとの理由で支給していない。

2 駅馬については「事業報告」に記載と同様、明治十二年、駅通が廃止された以降「從來ヨリ村民所有ノ馬ヲ以テ驅

次通伝ス」とある。

3 明治三年一月「公私トモ人の駅馬ヲ定タルハ前ノ如シ」とあるが、これは駅馬「尾札郎・白尻」と同様の設定であることを指している。その後「人足一人一里四錢、至急使六錢、昼夜兼行八錢」と、また「馬ハ六錢」と設定している。

明治十二年一月以降は、尾札郎駅と同様であるとした。

三 橋物の重宝  
 (明治)年十月、馬の積物の重量を定めたが、尾札駅逓局様、十八貫日までとし、その後、積物の重量を人足一人持六貫日まで、馬一頭二十貫日までと定めた。

## 12 奥多駅逓所 しがべ

位置 奥多郡鹿部村

二 駅への距離 明治く 三里三町十二間  
妙原へ 四里二十一町五十一間

三 人馬駆立 貢日賃錢は勘定駅に同じ。

四 駅逓取扱人 一人

五 沿革  
 1 沿置年月不詳、幕府の時人馬駆立所を置く。  
 2 安政五年九月、名主に駅務を取扱はしむ。  
 3 明治四年、更に取扱人を置き、年金十円を給す。  
 4 (1)年十月駅逓更正村民協力連任す。

六 解説  
 1以上は、開拓使事務報告の記載事項である。

(2)で注目されるのは「駅前の山地」人馬駆立所を設置」とあることである。  
 しかし駆立所の存置期間が「いつからいつまでであるのか、経営母体はどこか、経費はいくらか」等が記載されておらず、詳しいことが明らかになっていない。  
 当時の道内宿駅で駆立所の名跡で運営していたのは本駅と白居駅逓のみであり、この点、詳しい実態を知りたいものである。

さしかこれも安政五年九月には名主による宿駅運営に切り替えたとしている。なお、それも明治四年には名主による運営から切り離して独立した駅逓として取扱人を置き、年金十円を支給したのである。

他の資料による窺明

1 沿革  
 (1)田舎町のとき人馬駆立所を置く。

(2)安政二(一八五五)年、駒ヶ岳猛烈な噴火にあり、政府米錢を賄恤するほどなり。以つて、駅場を再立せず、安政五年九月に及んで再建す。  
 以後、駅務は村役場において、これを兼行す。

(3)妙原駅へ四里二十一町五十一間、内一里十八町余は山坂崎駅の道路なり。駅駆立へは三里三町、うち一里海岸にして石礫散布して歩行困難なり。

## 2 右「沿革」の解説

右は「駅路沿革志」に記述されている事項であるが、安政三年に近くの樹々が噴火して、村内はことごとく火災により焼失した。安政五年九月には、ようやく宿駅も再建され、村役場において駅務も再開されるに至った。  
 なお、この噴火による罹災者に對して、政府による救濟が行われたとあるのは、恐らく、幕府箱南奉行所によるものと推測しているのである。

(以下文号)

## ○ 資料寄贈お礼

一 駅路駅逓所(鉄道支厅管内)駅告  
附属建物その他物件の写真 十八枚

鉄道市 二橋 達夫 氏

発行年月日 平成二十年四月五日

頒 布 無 料  
発 行 者 札幌市南区川沿四条五丁目二十一

史学研究会 主宰 宇川 隆雄  
TEL 〇一一五七一三六〇一  
ホーリー

<http://rashi.hip.infoseek.co.jp/>